

平成 28.年 4 月

焼津中央幼稚園

焼津中央幼稚園

保護者様

伝染病発生における措置について

幼稚園は幼児の心身の発達を促進するための望ましい環境における集団の場ですが、一方病気に対しては、抵抗力のきわめて弱い幼児の集まりともいえます。

つまり、一つの小さな病原菌が非常な速度で広まっていく危険が存在しており、それを未然に防ぎあるいは、最小限にとどめる為の効果的な対象として、発病した幼児については、学校法 12 条に従って出席停止（欠席にならない）とします。

本園では、園全体に広がるおそれのある場合は、13 条により臨時休業としますのでお知らせします。又第 1・2・3 類以外でも伝染性のあるものについては、お休みをして頂く様御承知下さい。

出席停止の種類

第 1 類 法定伝染病

第 2 類 インフルエンザ・伝染性下痢症・百日咳・麻疹・急性灰白髄炎・水痘
流行性肝炎・泉熱・流行性耳下腺炎・風疹・流行性腎炎

第 3 類 開放性結核・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・アレルギー性結膜炎・胃腸炎
その他の伝染病

上記の伝染病にかかった場合は、病名を園に連絡し適切な処置をとり、医師の許可証明書印をもらってから登園させて下さい。

右の用紙は、第 1 類～第 3 類の病気にかかった時のみ使用して下さい。

紛失しないように家庭で保存しておいて下さい。（一年間）

病気の為欠席して（停止の場合も含む）治療し、園に登園する場合前日に必ず電話、その他で連絡して下さい。

キリトリ線

氏名	
病名	
医師名	平成 年 月 日 印

キリトリ線

焼津中央幼稚園

キリトリ線

氏名	
病名	
医師名	平成 年 月 日 印